

別表1

広島市評価事項 評価基準、点数及び提出書類一覧表

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
<p>ア 前2か年完成工事平均成績の状況</p>	<p>競争入札参加資格の有効期間の初日の属する年の前年及び前々年における申請事業者の広島市長が発注する工事に係る工種別の前2か年完成工事平均成績（広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行。以下「取扱要綱」という。）第4条第3項に規定するグループ経審を受けた一の企業集団又は取扱要綱第6条第5項に規定する持株会社化経審に係る一の企業集団に属する申請事業者が2以上ある場合にあつては、これらの申請事業者が受注した広島市長が発注する工事の全てに係る工種別の前2か年完成工事平均成績）の状況について、広島市請負工事成績評定要領（昭和50年4月1日施行）による評定点数に基づき、工種ごとに次に定める算式により算出した点数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入した点数）</p> <p>(1) 前2か年完成工事平均成績が70点を超える場合  <b><math>(\text{前2か年完成工事平均成績} - 70) \times 10</math></b></p> <p>(2) 前2か年完成工事平均成績が60点以上70点以下の場合又は前2か年完成工事平均成績を有しない場合  <b>点数なし</b></p> <p>(3) 前2か年完成工事平均成績が60点未満の場合  <b><math>(\text{前2か年完成工事平均成績} - 60) \times 10</math></b></p> <p>(1)から(3)までに掲げる前2か年完成工事平均成績は、申請事業者の各年の評定点数の平均点数（その数に小数第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>不要            ※ 絶対評価であり、希望有無の選択対象ではない。</p>
<p>イ 指名停止等の状況</p>	<p>競争入札参加資格の有効期間の初日の属する年の前年及び前々年の期間において、広島市長が申請事業者に対して指名停止等を行っていた状況に応じ、次に定める算式により算出した点数の合計点数</p> <p>(1) 指名停止 <b><math>(-10 \text{点}) \times \text{指名停止の期間の月数}</math></b>            (2) 資格取消 <b><math>(-10 \text{点}) \times \text{競争入札に参加させない期間の月数}</math></b>            (3) 文書注意 <b><math>(-6 \text{点}) \times \text{文書注意を受けた回数}</math></b>            (4) 口頭注意 <b><math>(-2 \text{点}) \times \text{口頭注意を受けた回数}</math></b></p> <p>(1)又は(2)の期間に1月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り捨てる。</p>	<p>不要            ※ 絶対評価であり、希望有無の選択対象ではない。</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ウ まちの美化活動の取組状況	<p>申請事業者が、次のいずれかに該当する場合 <b>5点（地元事業者（取扱要綱第2条第6項に規定する地元業者をいう。以下同じ。）が該当する場合にあつては、8点）</b></p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p>
	<p>(1) 申請の日前5年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受けている場合</p>	<p>(1) 表彰状の写し</p>
	<p>(2) 申請の日前1年以内に、本市の区域内の場所を対象として、次の制度等による清掃活動を事業所として行った実績がある場合</p> <p>ア 「広島市まちの美化に関する里親制度」 イ 「広島市クリーンボランティア支援事業」 ウ 「広島県アダプト制度」 エ 「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」</p>	<p>(2) <b>アの場合</b> 覚書及び里親活動報告書（広島市まちの美化に関する里親制度実施要領別記様式4号）の写し</p> <p><b>イの場合</b> クリーンボランティア参加申込書及び活動記録簿（場所、日時、参加人数、活動内容等を記載したものをいう。以下同じ。）（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写し</p> <p><b>ウの場合</b> アダプト活動認定団体認定証、広島県アダプト制度に関する契約書及びアダプト活動記録簿（アダプト活動状況写真を含む。）の写し</p> <p><b>エの場合</b> 国土交通省中国整備局広島国道事務所が指定するところにより作成した国道ボランティアロード協定書及び活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写し</p>
	<p>(3) 申請の日前1年以内に、公共団体又は公共的団体が広島市の区域内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）を対象として行った清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績がある場合</p>	<p>(3) 参加実績を証明することができる、次のいずれかの書類</p> <p>ア 感謝状の写し イ お礼状の写し ウ 清掃活動参加確認書（広島市評価事項実績調査（様式3）の別紙参考様式1）</p>
エ 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況	<p>申請事業者が、申請日において、「花と緑の広島づくりネットワーク」に登録し、かつ、次のいずれかに該当する場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b></p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p>
	<p>(1) 広島市の区域内に所在する町内会、商店街振興組合等の地縁団体と協働して、事業所として地域における花壇づくりに取り組んでいる場合</p>	<p>(1) 花壇づくり協働取組確認書（広島市評価事項実績調査（様式3）の別紙参考様式2）</p>
	<p>(2) 「広島市グリーン・パートナー事業（協賛金に係るものを除く。）」に参加し、事業所として花壇の維持管理を行っている場合</p>	<p>(2) 活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）</p>
	<p>(3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、事業所として緑地保全のための維持管理活動を行っている場合</p>	<p>(3) 活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
オ 「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況	申請事業者が、申請日において、本市の「ひろしま型地域貢献企業」の認定を受けている場合。ただし、営業所ごとに認定を受けている場合にあつては、認定を受けている営業所が建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）であるときのみ加点とする。 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b>	認定通知書の写し
カ 子育て支援の取組状況	<p>次のいずれかに該当する場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b></p> <p>(1) 常時雇用する労働者の数が100人以下（計画策定に係る届出日時点）の申請事業者が、申請日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合（同法第13条又は第15条の2の規定により厚生労働大臣の認定を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。） ※ 本項目及び「キ 男女共同参画の取組状況」(1)のいずれにも該当する場合にあつては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</p> <p>(2) 申請事業者又は申請事業者が構成員となっている団体が、申請の日前5年以内に、子どもの見守り活動の実施に関し、「広島市安全なまちづくり功労表彰」を受けている場合</p> <p>(3) 申請事業者又はその代表者が、申請の日前5年以内に、内閣府の「子供と家族・若者応援団表彰」を受けている場合</p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>(1) 所轄都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画の写し（受付印のあるもの）</p> <p>(2) 表彰状の写し（団体の構成員として受賞している場合にあつては、表彰状の写しに加えて、その団体の構成員である旨を証する代表者による証明書（様式は任意））</p> <p>(3) 表彰状の写し</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
キ 男女共同参画の取組状況	次のいずれかに該当する場合 <b>5点(地元事業者が該当する場合にあっては、8点)</b>	該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類
	<p>(1) 常時雇用する労働者の数が100人以下の申請事業者(計画策定に係る届出日時点)が、申請日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第7項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合(同法第9条又は第12条の規定により厚生労働大臣の認定を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。)</p> <p>※ 本項目及び「カ 子育て支援の取組状況」(1)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</p>	(1) 所轄都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画の写し(受付印のあるもの)
	(2) 申請事業者が、申請の前5年以内に、「広島市男女共同参画推進事業者表彰(一般表彰又は特別表彰)」を受けている場合	(2) 表彰状の写し
	(3) 申請事業者又はその代表者が、申請の前5年以内に、内閣府の「女性のチャレンジ賞」、「女性のチャレンジ支援賞」又は「女性のチャレンジ賞特別部門賞」を受けている場合	(3) 表彰状の写し
(4) 申請事業者が、申請日において、申請工種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する国家資格を有する女性技術者(役員である者及びこれらの規定に掲げる技術者となった後1年を経過しない者を除く。)を1年以上継続して雇用している場合	<p>(4) 国家資格者証等の写し及び雇用関係を確認することができるもの(健康保険被保険者証等の写し)(保険者番号、被保険者等記号・番号等及び住所が記載されている場合は、当該部分を黒塗り等によりマスキングすること。)</p> <p>※ 該当する女性技術者が複数いる場合は、申請工種(等級設定工種に限る。)ごとに、入札契約権限を有する営業所等に所属する技術者1名分の書類を提出すれば足りる。当該営業所等に該当する女性技術者がいない場合は、それ以外の営業所等に属する者1名分の書類を提出すること。</p>	

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ク ビジネスと人権に関する取組状況	申請事業者が、申請日において、次のいずれかに該当する場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b>	該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法務省の「Myじんけん宣言」を行っている場合</li> <li>(2) 国の「ビジネスと人権に関する行動計画」に基づき人権方針を定め、公開している場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「Myじんけん宣言」の写し</li> <li>(2) 公開の人権方針の写し</li> </ul>
ケ 若者の就業支援の取組状況	申請事業者が、申請の日前2年以内に、次のいずれかに該当する場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b>	該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚生労働省が行う地域若者サポートステーション事業として、広島市の区域内に居住する若年無業者等を対象とした職場見学、就労体験を1回以上実施している場合</li> <li>(2) 次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（いずれも広島市の区域内に所在するものに限る。）のインターンシップ実習生を1回以上受け入れていること</li> <li>イ 中学校等（広島市の区域内に所在するものに限る。）が実施する職場体験において、学生又は生徒による就業体験等を1回以上受け入れていること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職場見学・就労体験実施証明書の申請（様式4-1、4-2）により申請した職場見学・就労体験実施証明書（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）</li> <li>(2) 次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大学、短期大学、高等学校等との間で締結したインターンシップの受入りに係る覚書、契約書等の写し</li> <li>イ 中学校又は高等学校からの職場体験の受入りに係る依頼文書の写し（申請事業者側における職場体験の受入れを確認した後に、中学校等から送付される実施日、参加に係る学年等が明記された依頼文書）</li> <li>ウ 実習生の受入りに係る依頼文書、電子メールまたは就職活動サイト等の画面の写し</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 受入れ期間等の詳細が記載されていない場合は、受入れ期間や実習内容、参加する実習生の情報等が明記された資料を別途添付すること。</p>
コ 「女性と若者が輝く企業」の認定状況	申請事業者が、申請日において、本市の「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合 <b>（8点：地元事業者のみが該当）</b>	認定証の写し

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
サ 失業者に関する雇用の取組状況	<p>申請事業者が、申請の前日2年以内に、広島市の区域内に居住する失業者1人以上を次のいずれかに該当する労働者として採用し、申請日現在、雇用保険の被保険者として継続して雇用している場合（2人以上あるときは、そのいずれかの者）。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</p> <p>(1) 正社員 <b>10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点）</b></p> <p>(2) 申請事業者との間で期間の定めのない労働契約を締結している者のうち、正社員以外の者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、時間当たりの基本給及び賞与、退職金等の算定方法等が同一の事業所に雇用される正社員のそれと同等であるもの、又は申請事業者との間で雇用期間を12か月以上とする有期労働契約を締結している者のうち、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員のそれと同一であるもの <b>5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※前職の退職日が雇用日の前日であった場合は、評価対象としません。</p> </div>	<p>次のA、B及びCに掲げる書類</p> <p><b>A 失業者を雇用したことを証明する次のいずれかのもの</b></p> <p>ア 公共職業安定所が失業者であった者に対し発行する「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」の写し ※ 当該者が以前雇用されていた事業者名（事業所の名称）と離職年月日が記載されているもの。 なお、当該書類の取得には、本人（又は代理人）が公共職業安定所に発行手続きを行う必要がある（失業者全員に発行されているものではない。）</p> <p>イ 雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し</p> <p><b>B 広島市の区域内に居住する者を労働者として雇用したことを証明する次の全てのもの</b></p> <p>ア 労働条件通知書の写し又は労働契約書の写し（雇用期間及び雇用形態を確認することができるもの） ※ フルタイム有期労働者の場合は、1週間の所定労働時間が正社員と同一であることを証するものを添付すること。ただし、労働契約書等において当該事項が明記されており、かつ、当該労働契約書等の写しを提出する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 健康保険被保険者証の写し ※ 住所が記載されている部分を含む。 ※ 健康保険法（大正11年法律第70号）の適用事業所でない場合は、国民健康保険被保険者証及び賃金台帳 ※ 保険者番号及び被保険者等記号・番号等は黒塗り等によりマスキングすること。</p> <p><b>C 当該労働者が雇用保険の被保険者であることを証明する次のいずれかのもの</b></p> <p>ア 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用又は雇用主通知用）の写し</p> <p>イ 雇用保険被保険者証の写し</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
シ 障害者に関する雇用の取組状況	<p>申請事業者が、次のいずれかに該当する場合。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあつては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</p> <p>(1) 基準日（申請日前直近の報告日の直近の6月1日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による身体障害者等である労働者の雇用状況に関する厚生労働大臣への報告義務がある場合にあつては当該6月1日、当該報告義務がない場合にあつては申請日。以下同じ。）において、その障害者雇用率が次のア又はイに該当する場合。</p> <p>ア 障害者雇用率が5.0%以上である場合 <b>10点（地元事業者が該当する場合にあつては、15点）</b></p> <p>イ 障害者雇用率が2.5%以上5.0%未満である場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b></p> <p>※ 上記の障害者雇用率は、報告義務の有無にかかわらず、同法に規定するところにより算定するものとする。</p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>(1) <b>報告義務がある場合</b> 公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書」（申請日前直近の報告日の直近の6月1日のもの）の写し（電子申請を行った場合は、申請画面を印刷し、事業主控としたものの写し）</p> <p><b>報告義務がない場合</b> 障害者雇用状況調書（様式5）</p> <p>※ 障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（身体障害者手帳又は療育手帳等及び健康保険被保険者証等の写し。保険者番号、被保険者等記号・番号等及び住所が記載されている場合は、当該部分を黒塗り等によりマスキングすること。）を添付すること。</p> <p>なお、様式5の作成に当たって、事業所が複数ある企業（除外率の適用がある場合）については、様式5表中の「事業所別の内訳」欄は、同一業種ごとの事業所別としても構わない。</p> <p>※ 除外率は原則として事業所ごとに適用し、それぞれの事業所において除外すべき労働者を算出する。（様式5の2ページ目「算定基礎労働者数除外率表」を参照のこと。）</p>
	<p>(2) 申請日において、広島市障害者就労支援モデル事業所認定・顕彰制度実施要綱第2条第2号に定める基準を満たすものとして広島市障害者就労支援モデル事業所の認定を受けている場合 <b>8点（地元事業者が該当する場合にあつては、12点）</b></p>	<p>(2) 申請日の属する年度の4月1日以降に発行された、認定証（新規又は継続）の写し</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ス 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組状況	<p>申請事業者が、申請日において、次のいずれかに該当する場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</b></p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p>
	<p>(1) 広島保護観察所に協力雇用主として登録され、かつ、申請日の前2年以内に、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 広島市の区域内に居住する保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合。なお、雇用形態については、問わない。</p> <p>イ 広島市の区域内に居住する保護観察対象者又は更生緊急保護対象者に対し、事業所見学会又は職場体験講習を実施した実績がある場合</p> <p>(2) 公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合</p>	<p>(1) <b>アの場合</b> 保護観察対象者等雇用実績証明書（様式6）</p> <p><b>イの場合</b> 保護観察対象者等事業所見学会等実績証明書（様式7）</p> <p>(2) 公益財団法人暴力追放広島県民会議が発行する暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録証明書の写し（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）</p>
セ 災害時の地域貢献の状況	<p>申請事業者が、次のいずれかに該当する場合。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p>
	<p>(1) 申請日において、広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定に基づき、災害協力事業者として登録されている場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</b></p> <p>(2) (1)に該当し、かつ、申請日の属する年度前5年度内において、広島市長又は広島市水道事業管理者が発注した災害関連工事（広島市長発注工事は予算科目の款が「災害復旧費」として計上されているもの又は広島市水道事業管理者発注工事は件名により災害関連工事であることが判別できるものに限る。）の受注実績がある場合 <b>10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点）</b></p> <p>(参考) 評価対象期間の例示 令和7年6月申請の場合、評価対象期間は令和2年4月から令和7年3月までの5年度間。</p>	<p>(1) 次のいずれかの書類。</p> <p>A 広島市災害協力事業者登録申込書の写し <b>※ 広島市危機管理室（平成26年度以前は消防局が所管）の受付印のあるもの（受付印の年月日は、問わない。）</b></p> <p>B 危機管理室災害予防課（平成26年度以前は消防局防災課が所管）が発行する広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明書の写し</p> <p>(2) (1)に掲げる書類に加えて、災害関連工事の受注実績を確認するための<b>工事設計書（広島市長発注工事は予算科目の款が「災害復旧費」となっていることが確認できる部分又は広島市水道事業管理者発注工事は件名が確認できる部分）及び契約書（工事名、契約日、発注者及び受注者が確認できる部分）の写し</b></p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ソ 消防団協力事業所の認定状況	申請事業者が、申請日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成26年11月1日施行）に基づく認定を受けている場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b>	表示証交付認定書の写し
タ ISO14005の認証・登録の状況	申請日において、申請事業者の、広島市の区域内に所在する建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）が、公益財団法人日本適合性認定協会が認定した環境マネジメントシステム認証機関（ISO14001に係る認証機関）が行うISO14005の検査に合格し、その認証又は登録を受けている場合（ISO14001に適合している旨の認証を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。） <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b>	認証機関が発行する合格証の写しなど <b>※ 検査に合格したこと、及び認証又は登録されていることが確認できるもの</b>
チ 建設業労働災害防止協会への加入	申請日において、申請事業者の、広島市の区域内に所在する建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）が、建設業労働災害防止協会へ加入をしている場合 <b>5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</b>	「建設業労働災害防止協会加入証明書」の写し（申請日の3か月前の日以降に発行されたものに限る。） <b>※ 当該営業所の加入が確認できるものに限る。</b>

（備考）

- 1 取扱要綱第5条第2項の規定により、取扱要綱第6条第1項各号に掲げる工種に係る競争入札参加資格の認定審査申請を行った申請事業者に限り、広島市評価事項に関する評価を行うものとする。
- 2 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた申請事業者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた申請事業者について、取扱要綱第5条第2項の規定により総合数値を付与する際には、上記の表に掲げるところにより算定する点数に、次に定める算式により得られる点数（1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を加えたものを広島市評価事項の点数とする。  

$$(\text{経営事項審査評価事項の点数と同表に掲げるところにより算定する点数とを合算して得た点数}) \times (0.8 \text{ 以上 } 1.0 \text{ 以下の範囲で、申請のあった都度広島市長が申請事業者の更生手続開始又は再生手続開始に係る状況に応じて定める数値} - 1)$$